

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和8年2月分～3月分	令和8年4月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯B 公衆街路灯B	1契約につき最初の10キロワット時まで	45円00銭	15円00銭
	上記を超える1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭
上記以外の場合 1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4円50銭	1円50銭
	高圧で供給を受ける場合	2円30銭	80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし キロワット時 (※1)	令和8年2月分～3月分 (※2)	令和8年4月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	17円48銭	5円83銭
		10ワットをこえ20ワットまで		7.768	34円96銭	11円65銭
		20ワットをこえ40ワットまで		15.536	69円91銭	23円30銭
		40ワットをこえ60ワットまで		23.304	104円87銭	34円96銭
		60ワットをこえ100ワットまで		38.840	174円78銭	58円26銭
		100ワットをこえ100ワットまで ごとに		38.840	174円78銭	58円26銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	52円20銭	17円40銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで		23.202	104円41銭	34円80銭
		100ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでごとに		23.202	104円41銭	34円80銭

契約種別	範囲	単位	みなし キロワット時 (※1)	令和8年2月分～3月分 (※2)	令和8年4月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1契約	0.313	1 円 41 銭	47 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	2 円 82 銭	94 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	2 円 82 銭	94 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	28 円 17 銭	9 円 39 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	28 円 17 銭	9 円 39 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1契約	—	(※3) 14 円 81 銭	(※3) 4 円 94 銭
	1 キロワット 1 日につき	1キロワット	6.579	29 円 61 銭	9 円 87 銭

※1 みなしキロワット時は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。